

参議院商工委員会會議録第二十四号

昭和三十一年四月二十四日(火曜日)
午後一時五十四分開会

委員の異動

四月二十三日委員阿具根登君辞任につき、その補欠として内村清次君を議長において指名した。
本日委員内村清次君辞任につき、その補欠として阿具根登君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 三輪 貞治君
理事 西川弥平治君
委員 白川 一雄君
阿具根 登君

委員

大谷 賛雄君
古池 信三君
高橋 衛君
苦米地義三君
中川 以良君
深水 六郎君
海野 三朗君
小松 正雄君
藤田 進君
正力松太郎君

国務大臣
政府委員

総理府原 佐々木義武君
子力局長 齋藤 憲三君
経済企画 齋藤 憲三君
政務次官 川野 芳満君
通商産業 岩武 照彦君
通商産業大 臣官房長

通商産業省 松尾 金藏君
鉱山局長
事務局側 常任委員 山本友太郎君
会専門員

本日の会議に付した案件

- 理事の補欠互選
- 参考人の出席要求に関する件
- 日本原子力研究所法案(内閣提出、衆議院送付)
- 原子燃料公社法案(内閣提出、衆議院送付)
- 核原料物質開発促進臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(三輪貞治君) ただいまから本日の委員会を開きます。

まず委員の異動について申し上げます。四月二十三日阿具根登君が辞任され、その補欠として内村清次君が指名されました。また本日内村清次君が辞任され、その補欠として阿具根登君が指名されました。以上御報告いたします。

なお右の異動の結果理事一名が欠けることとなりますので、その補欠互選を行いたいと思っておりますが、その方法は成規の手続を省略し、委員長にその指名を一任することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(三輪貞治君) 御異議ないものと認めます。よって委員長は理事に阿具根登君を指名いたします。

○委員長(三輪貞治君) 議事に入ります前に、原子力関係三法案の審議に当たりまして、参考人の意見を聴取することとに前回の委員会で御決定をいただきました。その日時と参考人の人選を委員長に一任されたわけですが、委員長は日時につきましては四月二十六日午前十時より、参考人の人選については七人の候補者をあげまして御本人の都合を伺った上次の三名をひとまず決定いたしました。関係電力常務一本松珠璣君、原子力研究所副理事長駒形作次君、同和製薬社長久留島秀三郎君、以上の三名であります。

なお学界関係につきましては、日本学術会議議長茅誠司君及び前東大教授嵯峨根達吉君の両氏の都合を伺いましたところ、茅君は二十六日より学術会議が始まり、その議長を勤められるので出席不可能ということであり、なお嵯峨根君は今週は関西方面に旅行されるのでこれまた出席できません。なお先ほどの懇談中に藤田委員より、中立的な立場でやはり学界から聞く必要があるのではないかと、立教大学教授の武谷三男君にたのま交際させましたが、これまた出張中であります。従ってその一名については努めて委員長において努力をいたしまして御希望に沿うようにすることにいたしました。まず一応今述べました三名を御決定願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(三輪貞治君) それではさう決定いたします。

○海野三朗君 ここに純然たる学者の立場からの意見を聴取したいと思ひますので、茅君が出られなければだれかそのかわりに学者の立場からの人も一人入れてもらいたいと思ひますが……
○委員長(三輪貞治君) そのことについて今お諮りして大体委員長に御一任願ったところでございますからさういうふうにいたしたいと思います。

○委員長(三輪貞治君) 次に日本原子力研究所法案、原子燃料公社法案、核原料物質開発促進臨時措置法案、以上三法案を一括上程議題といたします。各法案とも予備審査の際提案理由の説明を聴取しておりますが、時日もかなり経過しておりますのであらためて法案の要項について担当政府委員よりそれぞれ説明を開きました後、質疑に入りたいと思ひます。日本原子力研究所法案、原子燃料公社法案についてはまず補足説明を聴取いたします。

○政府委員(佐々木義武君) それでは日本原子力研究所法案に関しまして要点のみ御説明申し上げてみたいと思ひます。この法案を提案いたしました理由等に関しましては昨年の暮、原子力に関する基本法が皆さんの力で成立いたしましたので、その基本法の趣旨にのっとりまして、その法案に予定されておりましたこの日本原子力研究所法案を提出した次第でございます。この法案の中で最も要点と思われましか、例文的な箇所を除きまして主たる点を述べますと、第一条は設立の目的でございます。先ほど申し上げましたようにあくまでも原子力基本法の精神を生かしまして、その方針に基いて編成したものだという点を明示してございまして、第二条、第三条は例文でございます。第四条でございますが、これはこの研究所の性格を律します上におきまして非常に重要な規定でございます。第四条はここにもございまして、国家資本と民間資本との合計額で成立することになっておりまして、その意味はこの研究所の性格に関しましては、あるいは国立研究所論、あるいは公社でいってはどうだというふうな御議論も従来からございまして、この法案をまとめた際に最後まで議論の戦われた点でございまして、最終的にはこの法案にありまうように主として官民学三者合体でまあ総力をあげまして研究を進めたいという点と、もう一つは経営に弾力性を持たせたい、何となればこの原子力の研究は非常に広範囲であるのみならず、新しい科学の分野でございまして、各国ともに日進月歩、それぞれこの進歩の状況にありまうから、経営はどうしても固定的なものでなしに弾力性を持って経営した方が本来の目的に沿うんじゃないかというふうな趣旨をかね合ひまして、官民学合体のこの特殊法人にした次第でございます。ただし、この民間の出資そのものに對しましては、いわゆる株主——商法に基きます株式会社と根本的に相違してございまして、

て、いわゆる株主権に付帯する諸権利はほとんどこの法案にはございませう。第五条に出資証券というのがございまして、民間からの出資あるいは政府からの出資同じでございしますが、出資証券というものを発行いたしまして、これは要するに出資の持ち分に対する一種の証明書というようなものでございまして、株式に付帯する諸権利等は、何らこの中に含まれておりません。従いまして後ほど出て参りますように、株主権に当然付帯してくるような株主総会的な諸権利、発言権、人事問題、あるいは業務の内容等に関するこの民間側の発言は、ほとんど出資したにもかかわらずないようになってございます。

第六条、第七条等は例文でございしますので省略申し上げまして、この研究所の役員でございするが、これは第十二条に任命の項がございするもので、これをごらんいただきたいと思ひますけれども、第十二条にございするようには理事長、副理事長、理事、監事とも、全部内閣総理大臣が任命することになってございします。ただ基本法にもございしますように、この重要な使命を持ちます役員に關しましては、時の内閣の総理大臣が自分の意思のみでこれを任命するといふ点は避けまして、民主的な意味で作られた原子力委員会の意向を十分取り入れて、そして委員会の趣旨を体して内閣総理大臣が任命するといふようにしたわけでございます。ただその間に理事長並びに副理事長、理事あるいは監事等に若干の任命の手續の差のございするゆえんのものは、理事長に關しましては原子力委員会の同意を得て、あくま

で同意を得まして、その上で内閣総理大臣が任命することになってございします。従いまして同意を得ないで任命すれば、これはもちろん違法でございするもので無効でございするが、あくまでも同意を得て任命するといふふうに非常に強く出しておりますが、副理事長、理事に關しましては委員会の意見を聞いておること、若干においしを違えておりますが、この趣旨は副理事長あるいは理事は理事長と一心同体のもとに運用するのが本来の経営の妙味かと思ひますので、できるだけ理事長の意見も尊重し、同時に委員会の意見も尊重しながら、そうして内閣が任命するといふふうに、理事長の考え、あるいは原子力委員会の考え方を十分聞いた上で、誤りないよう任命しようといふ趣旨にしたわけでございます。

十三条以下は例文でございまして、別に申し上げることもございせん。ただ第十四条におきまして、この理事のいわゆる職務制度を避けまして、この業務に役員の皆さんは専任して下さるというふうな意味合いでそれぞれの規定を設けてございします。

十五条では解任の場合の問題でございしますが、これに關しましても就任の任命の際と同じように委員会の同意、あるいは意見を聞きまして、そうして時の内閣の都合によつて勝手にいかえられんぞといふふうな一つの独立性を持たした任命制度にしてございします。例文でございしますその以下は略しまして第三章の第二十二条、業務の範囲でございするが、第二十二条がまた非常に重要な法規でございまして、これもいろいろ議論のあつたとこ

ろでございします。一つの御議論はこの研究所は民間からの出資を認めるがゆえに、やもすれば応用方面にのみ力を注ぎ、この基礎的な研究の方がなおざりにされるんじゃないかという御懸念もいろいろございまして、実はそうじゃないんだ、この研究所は基礎的な研究はもちろん並行して、合せて業務の遂行を行うんだという趣旨で、この目的のところに明確にうたいまして、第一に掲げてありますように、基礎的な研究を行うというのを第一番に出しまして、そして次に応用あるいは実験、あるいは人間の、技術者の養成訓練というふうな諸業務を掲げた次第でございします。

それから第二十四条でございしますが、ただこの研究所の業務の運営に關しましてはあくまでも原子力はこの運用のしようによりましては人間の福祉によりましては非帯な災害等も及ぼすものでもございしますので彼此思ひ合せましてこの第二十四条にございしますように、委員会が基本計画を定めまして、そしてその基本計画にのつとつてこの研究所では業務を行うといふふうに規定してございします。従いまして毎年度の基本計画を作り、あるいはたゞいま策定中でございするが長期にわたる国家の原子力平和利用に關する基本計画等定めまして、その線に沿つて研究所の研究を進めたいといふふうに考えたわけでございます。

第四章は財務及び会計の問題でございしますが、これは先ほども申しましたように、國立あるいは公社に見まするこの予算の組み方、あるいは審議の仕方等に關しましては趣きを変えまし

て、毎年度の予算あるいは事業計画、資金計画等は内閣総理大臣の認可を受けるべし。で、あとにございするが、財務に關する諸問題に關しましては内閣総理大臣の認可を受けると同時に大蔵大臣の協議決定を受けまして、そしてその協議の上で認可をするといふふうになってございします。これが一つの弾力的な運営の現われだと考えてございするが、第二十九条、三十九条にございするが、第二十九条では書類の送付という規定になっておりますが、この意味はお読みになつて下さい。普通、株主総会のようにいろいろ事前に問題を審議するのとはございせん。先ほど申しました業務計画、あるいは資金計画、あるいは財務諸表といったようなものに關しましては、内閣総理大臣の認可を受けまして、その認可を受けたのをただその出資者に送付すればよろしいという、事後にこの送付をすればよろしいとなつておまして、業務そのものには民間側の出資者は何ら発言権はないようになってございします。

第三十条でございしますが、これには利益及び損益の処理の問題が相当詳しく載つておりますけれども、これは本来利潤を生む研究所ではないのでありまして、長い間なかなか利潤を生まな

い形態のまま進むのではなからうかと思ひますけれども、しかしあくまでも出資という問題があるからには、やはり財産の処分あるいは利益金の処理等に關しましては、十分の事前の規定を必要とするのではなからうかという面

のために、こういう規定を設けまして、主としてそれは海外移住会社あるいは日本航空等最近でございました公団、ある

いは特殊会社等の形式を大体参照して作つてございします。それ以外は例文でございしますので省略させていただきます。それ以外はほとんど大体従来の公団の方式とほぼ同じといふふうにお考え下さればけっこうじゃないかといふふうに思ひます。

付則でございまして、付則の第二条には、この研究所がございするまでの設立の手續がございします。これは従来の公団の設立手續と大した相違はございせん。

第三条に、ただいまございします財団法人原子力研究所との關係の問題がございしますが、要約して申し上げますと、この法案がございまして、新しい日本原子力研究所がございした際には、従来ありました、現在もありませんその財団法人原子力研究所をたん解散いたしまして、そしてその権利、義務等はいわゆる一般承継をいたしまして、清算事務等はしないで、そして一般承継という形でそれを受けようといふふうにしてございします。ただ役員は別でございしますが、職員に關しては第三項にございするが、職員に關しては財団法人原子力研究所に勤務しております者は、そのまま新しい日本原子力研究所に承継されるというように法律で規定してございします。

それ以外主として免税——税法上の特権の問題がございしますが、長くなりますのでこれは省略させていただきます。次は原子燃料公社法案でございします。原子燃料公社法案に關しましては、まず一番の問題になります点は第三章の十九条でございまして、この燃料公

社というのは一体何をやるどころかという問題が一番重要でございますので、第三章十九条から御説明を申し上げます。

十九条にございますように、この公社の主たる任務は「核原料物質の採鉱、採鉱及び選鉱」「核原料物質の輸入並びに買取及び売渡を行う」「第三号としまして「核燃料物質の生産及び加工を行う」「ここで核燃料物質と原料物質と分けてございますのは、燃料物質というのはそのまま燃料に使いますウラン—金属ウラン、あるいはトリウム等をさすのでございまして、原料物質というのはそれを含んだ鉱物をさしておるのでございます。第四号は「核燃料物質の輸入及び輸出並びに買取、売渡及び貸付を行う」「第五号には一、三、三、三に伴い生ずる副産物の売り渡し、第六号は、以上に關連する第一条の目的達成に必要な——と申しますのは、第一条にこの目的が明示してございますので、今までの五号以外に目的達成に必要な業務を行うというふうに考えてございまして。言いかえまして、これはたとえ核原料物質の輸出等が將來生ずる場合には当然ここで行うべきだというふうな考え方でございます。

この加工に關しましては、いろいろ金属ウランを棒にしたり、あるいは板にしたりという加工もございまして、廃棄物の処理に關しまして特に再生の問題等もここで行うべきじゃないだろうかというふうな意味を含んで考えてございまして。

それから核原料物質の輸出入その他の管理の点でございますが、これは非常に危険物でもございまして、公衆衛生にも關係の深い問題でございまして、あるいはこの今後の原子の平和利用という、原子力の平和開発といたような、一番基礎になる点でございますので、この点は十分注意をして、この公社で大体主として行わしめるというふうな点を業務の主たるものとしておるのでございまして、このうち内容を持ったものでございまして、できるだけこれは業務の内容から申しまして、非常に危険なもの、あるいは強度の管理を必要とするもの、あるいは精練のごとく独占的な性格を持ったもの等の重要な任務を持っておりまして、普通の特殊会社あるいは特殊法人、あるいは公団というふうな形式をやめまして、公社という形で、そしてこの法の第四條にございまして、全額政府で出資をいたしまして、そして今後とも運用をしていきたいというので、はっきり公社という形態をとったわけでございまして、ただそういうこの業務の内容、あるいは趣旨等から見まして、公社という形態をとったものではございまして、その運営自体を考えてみますと、必ずしも従来の公社の形態がこういうふうな事業に關しまして、あるいは予算的な弾力性の問題、あるいは人材を広く集

める点等から考えまして、運営が妥当かどうかという点には相當議論のあるところでございますので、あくまでも趣旨は公社ではございまして、しかしその運営の内容に關しましては、若干公団的な色彩を持たせまして、経営の弾力性を保持したいというふうな考え方に立っておりますのでございまして。大部分の事項は先ほど申しました研究法、あるいは従来の公社、公団の方式に似ておりますが、たださつき申しました研究所と若干趣きを違えておりますのは、たとえまうと、第二十一條にございまして、業務に關しましては業務報告書は総理大臣に提出するといふだけじゃなくて、必ずこれは内閣総理大臣が意見を付して国会に報告するといふふうな報告義務を持たしたところとか、あるいは資金計画等に關しましては會計検査院にそれを提出せよといふかめというふうな、いわゆる公団の色彩から相當強い公社的な色彩を持って規定したものでございまして。あるいは最後の方に出て参りますが、恩給法の關係問題、あるいは他の公社にございまして港灣法との關係、あるいは公職選挙法との關係等、いろいろ従来の公社とは同じような規定を設けて、本質は公社であるけれども、運用に際しては若干予算の扱い、あるいは給与の扱い等に關しまして公団的な色彩を持たしたというふうな格好になっております。

簡便でございまして、以上御説明申し上げて。○委員長(三輪貞治君) 次に核原料物質開発促進臨時措置法案について政府側の補足説明を求めます。○政府委員(松尾金藏君) 核原料物質

開発促進臨時措置法案の内容の要点を簡略に御説明申し上げます。この法律は、第一条の法律の目的に掲げられておりますように、原子力基本法の第一条に規定されております原子力の基本的な考え方、目的達成に資するため、核原料物質の開発促進の目的のためにこの法律を立案されておるわけでありまして、御承知のように、前回の国会におきまして、核原料物質といたしましてウラン鉱、トリウム鉱を鉱業法による法定鉱物に追加をされました。鉱業法の關係は一応その方の規制を受けることになったのでありますが、さうに今回のこの開発促進法によりまして急速な核原料物質の開発の促進をはかり、そのねらいとするところは基本的に原子力基本法の第一条の目的の達成にある、こういう趣旨にこの規定をうたつておるわけであります。

そのような目的に沿ひまして、法律の内容といたしましては、まず第一に、この法律の第三条に掲げておりますように、核原料物質の開発促進を合理的に実施をいたすために年々探鉱計画を決定するように相なつておりまして、この探鉱計画に基きまして年々の探鉱計画の実施の合理的な結果を得たい、こういうことに相なるわけであります。

次に第二章第五條から第二十七條までの間におきまして、このような核原料物質の探鉱をいたす際に、地質調査所、あるいはまた今回法律で御審議を願つております原子燃料公社がみずから國家的な見地から広い範囲に核原料物質の探鉱を進めて参ります際に、土地の立ち入り使用、または事業場の使用等について一般的な鉱業法の規

定に対する例外的な規定をここに設けたわけであります。内容といたしましては、各条にかなり詳細な規定が設けられておりますが、鉱業法の一般的な規定によりまして、かなり複雑な権利調整の規定があるのであります。この法律の目的といたしましてはウラン鉱、トリウム鉱の開発を特に急いで國家的な見地から國家機關の手で探鉱を進めるといふ意味合いから申しまして、特に簡略な、また迅速な手続の実施ができるような配慮のもとに、このような特例の規定を第二章において設けたのであります。この内容は各条文に詳細に規定されておりますが、各逐条につきましては説明を省略させていただきます。

次に第三の大きなねらいといたしましては、第三章第二十八條以下に規定が設けられております点でございますが、ウラン鉱、トリウム鉱の鉱区につきまして、探掘権者が一応鉱業権としての権利者ではありますけれども、そのような権利者が権利の上に眠つたような状態になりまして、せっかくのウラン鉱、トリウム鉱等の開発が實際上行われないような状態にある場合、二十八條に規定をしておりますように、そのようなウラン鉱、トリウム鉱等にかかるとする事業を休止しない、あるいは六ヵ月以上事業を休止する、そのような場合におきまして、そのようなウラン鉱、トリウム鉱の開発が非常に經濟的に開発をすることができ、かつその開発を急速に行ふ必要があるというような場合におきましては、その開発を促進する意味におきまして、通産大臣が開発の指示をすることができるようになるわけであります。しかし、その指

示にも従わないで同じような休眠の状態で続けられます際には、やむを得ない次の措置といたしまして、第二十九條以下に規定されておりますように、原子燃料公社がみずからそのような鉱区につきまして租鉱権の設定の協議

なお第四章雜則におきまして、ウラ
ン鉱、トリウム鉱の探鉱を促進する意
味合いにおきまして、奨励金あるいは
賞金の制度を設けるようにいたしました。
このような奨励策によって一般の
探鉱を促進するような趣旨をねらいと
いたしております。

全体といたしまして、先ほど衆議院明をいたしましたように、ウラン鉱、トリウム鉱の急速な開発の促進のための法律でございまして、その中には若干強権的な規定も入っておりますことでございまして、この法律のそのようにな趣旨に基きまして、付則の第二項に掲げておりますように、この法律は十年の時限立法ということに相なっております。この法律の要点を概略御説明を申し上げます。

○委員長(三輪貞治君) 右三案に対して、これより質疑をいたしたいと存じます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○白川一雄君 研究所法案について

二、三點お尋ねいたしたいのですが、
資本金が二億五千万円、政府出資とな
っておりまして、予算措置としては七
億円あるのだが、これを二億五千万
円にとめた理由の御説明を願いたい
と思います。

○政府委員(佐々木義武君) 政府の出資と補助金の場合と両方ございまして、七億円の内容は両方集は含まれておるわけでございます。そこで出資をどれほど組み、補助金をどれほど出すかというこの分別の問題になりまするものが、この出資に関しては、おおむね固定資産的な性格を持ったものに対する出資というのが妥当であるうし、補助金という段になりますと、人件費そ

の他のものを主として対象にするといふのが趣旨でございまするので、三十一年度の研究所の業務をいろいろ研究してみますと、大体民間の出資等も合せましてまずこのくらいの資本金であればやっているとではなかるうかと、そういうような考えをもちまして、政府の出資額を二億五千万円にしたわけでありました。ただし、この二億五千万円に限るわけじゃございませんで、第四條第三項にございますように、必要がありますれば、資本金の方を増加いたしましたて、そうして補助金の方に振りかえをするというようなことも、あるいは可能かというふうに考えております。

○白川一雄君 第四條の五項によりまして、政府以外の出資は二分の一以下に限定しておりますが、これの根本理

念はどういうところにあるのですか。

○政府委員(佐々木義武君) 本来は、こういう性格の研究所でございますから、大部分の資金は初期におきましては、少くとも初期におきましては、政

府からの出資あるいは補助金に仰がざるを得ないと考えております。ただし先ほども申しましたような法案の趣旨から申しまして、民間側の出資も認め、そうして経営にも弾力を持たせ、あるいは官民合体の思想も生かしたい、というのでこういう特殊法人になったのでございませうので、その際におきましても、やはり政府の出資額がほとんど、初期においては大部分ではなからうかとと思ひますので、あるいは三分の二以上とか、あるいは四分の三以上とかいふふうに響くのが至当だったのかもわかりませんが、しかしながら大体二分の一以上に当る額というふうにしておきますと、その幅が非常に広うございまして、まあいかように、といつては

としますと、あなたが四条の五項のうに、二分の一以下というように限定するということがちよつとおかしくはないか。むしろ積極的に資本的にも参加させるというような奨励方法をとるべきではないか。こういう意味におきまして、最初の資本金を予算があるのに二億五千万円にしたということも少な過ぎるのではなからうかというような感があるのでございますが、どうも発言権、議決権まで押えておきながら出す方の金は半分以下であるということとは、原子力を超スピードで推進しなければいかぬ過程においては、ちよつと矛盾しておるように考えられるのであります。その点はいかがでありますか。

○政府委員(佐々木義武君) 民間側の出資に対して、単に出資証券のみを与えて、それ以外の業務的な権限はほとんどないという、この問題に關しましては、実は先ほど御説明申し上げましたように、この研究所は民間の出資

を認めた際には、ややもすると応用力面にのみ走って、そしてこれから何な飛び出すかもわからないような基礎的な研究というようなのが、今ちようど緒についた、といつては語弊があるかもしれないませんが、原子力研究の基礎的な分野は無限に広い分野を持つておりますので、そういう分野をめぐって応用のみにこれが走るといふことでは、本来の趣旨に沿わないのではなからうか。従いまして、なるべくこの本来の

趣旨を生かすためには、応用の部面とそれから基礎的な研究の部面と相並行して進むのが妥当ではなからうかといふところの先ほど御説明申し上げましたように落ちつきましたので、そ

が官民一致して要るものだろうと思ふので、このときに民間が加わるのを、おそれたような格好で規定を設けられるという事は、むしろ原子力の発展に阻害を及ぼさぬという点を心配するのにおおむね一致したのですが、この研究所法が立案された当時には非常に国営論が強かったように承知いたしておるのですが、大へんおそれた日本の原子力の研究が国営となつた場合の当時われわれの心配いたしましたのは、研究のテンポがおくられて実際の利用のスピードが速くなつたときに、今度の研究所というものが無用を唱えらるゝような時期が来やせんかという事をわれわれ非常に心配しておつたのでございますが、今度官民一体となつていけば、華國一致の連帯責任の体制でこの特殊法人として研究所ができるという事は非常に進歩したところだろうと思ふのでございますが、すでに御承知の通り、発電関係等においては動力炉の建設計画の要請等が出てきておること等からみまして、積極的にわれわれ出資もさし、また有効な発言ならばこれを受け入れて検討してみたい道を立てて、末節にとらわれず、原子力というものは金が出て世界進歩のレベルに沿うて行けないのじゃないかということに非常に案じておるのでございますが、この点につきまして大臣の御意見を承わりたい。

○國務大臣(正力松太郎) ただいまお話し通り、日本は原子力の研究が非常に早く進んで、戦後約十一年間外国より早く進んでおります。そのおくれたのを立ち上つたわけでありまして、政府当局としてもこれはとても政府だけではいけぬ、官民合同でやらなくちゃならぬということ、すでに御承知の通り、學術會議というものを設けて學者の意見も徴しながら、また一面民間には産業會議というものを作つて民間の協力を求めることにしております。それでただここに注意しないくちやならぬことは、外貨を受け入れるという事にばかり夢中になつて基本的な研究が留守にされはせぬかということをおそれております。それで今度學者をして基本的に研究させるということに非常な力を入れております。しかし一面それをすると同時に、一面におきましては外国のいいところも取り入れるということを考えて、學者を外国へやるということ以外にも、なお外国に情報機關をつまみ、外国のニュースを早くするために、いろいろな機關をアメリカにも置き、イギリスにも置き、そして、その新しい情報は努めて日本に入れるようにする。學者は學者で研究し、常に情報は情報としてこれを入れるというようにして、また先ほど申し上げておる民間の産業會議といふものは、これは非常な勢いをもつて立ち上つてきました。産業會議としては、これはアメリカにも例があり、あるいはフランスにもあります。けれども日本のように有力な会社がこぞつて入つたという例はないのであります。こういうふうにして官民一致協力態勢を整へつつある次第であります。

○白川一雄君 最後にもう一点お尋ねしたいのですが、最近武山問題でかなりやかましく伝えられておるのでございますが、また一面今度決定した東海岸村というのが立地条件として武山よりよいんだ、いいんだというようにも聞かれています。この経緯について御説明願ひたいと思ひます。

○國務大臣(正力松太郎) 武山問題についてはだいたいお話しを承へて、武山についてはなほだ相済みませんが、武山についても私も一番遺憾に思ひましたのは、あそこでは実験炉と動力炉とやれないのであります。ですから従つてあそこでは実験炉だけでやらなくちゃならない。そのあとで動力炉を作るといふ悪条件があるのであります。最初研究所を作るには政府におきましては専門家の選定を見まして、そして実験炉と動力炉の両方を置くことをやしたのであります。ところがなかなか両方置くところは見当がなかつた。そのうちに、いやそれよりも一つ動力炉はあつたにせよ、研究炉だけを作ろう、それについてはなるだけ學者の研究の便利なところ、そうしますと、立地条件について便利という点は武山にありますが、つまり東海がまさつておるの点もあつたから、それではこれを分離して、そしてこれを武山に持つていこうという事になつたので、決して初めから武山を最適地としたのじゃありません。最適地というものは學者の交通上便利という点だけあります。これを設けるについてはあそこではどうしても動力炉を設けられないのであります。従つて動力炉をあつて設けるとしたら二重の設備が要る。要るけれども學者の人も皆希望するし、それからまたすぐ既設設備でも使えるところがあるからまあまあということになつたのであります。

と云ふところがそのうちに政府としては閣議に諮りましたところ、武山については防衛上の計画も考へておるがまだ立つていないのだ、一つ委員の方でもう一べん考慮をしてくれぬかという事であります。そこで委員会の方で考慮した結果、もともと武山が最適地ということじゃなかつたので、先ほど申し上げた通り動力炉を別にしなければならぬ、動力炉を別にすれば非常に費用がかかるのです。けれども一時的便利を考へたことですか、そういう事情も参照して、もともと二つの研究炉と動力炉を置くのがほんとうであるからして、それじゃ一つ水戸にしようじゃないかということにしたのであります。もともとこの水戸に指定した場所には進駐軍にとられておつたところでもあります。ところが最近になって、二月ごろになつて大蔵省の所有地に近いところがあるということになつて、水戸の東海村の音が上つたのは、そのときに武山の問題も進んでおるし、距離的に近いことは事実であるから一時的に武山ということにしたのであります。幸い政府の方の注意もありまして、原子力委員会全会一致をもつて東海村にきめたようなわけでありまして、ところが私も、私も専ら門外漢じゃありませんけれども、われわれでも説明を聞いてしるうとながらもなるほどという感じを得たのであります。これは私しるうとの説明であるけれども、実は武山につきましても、いふん反対論があつたのです。それはどういふ点かという、あそこで廃棄

物を出す、あの出した廃棄物が遠く方面に流れて、鎌倉沿岸に流れて行きはせぬかと杞憂した人があつたのであります。ところが東海村に至つては海岸の汚物が全部沖へ行つてしまふんです。全然その心配がない。そういう非常な有利な点でこれは東海村にあるのであります。それからなおまた御承知の通り、原子力には水が非常に要るのです。そうしますと、武山であると水道よりほかに、それに海水を使うならぬ。東海村は幸いにして今敷地のすぐわきに阿漕浦という大きな湖がわきまです。直径一町、長さが四、五町あります。これが非常に天然のわき水です。これが使つていない。魔の池といつてだれも泳ぎもしない。そういうのが近くにあるのです。さらに一面久慈川という川があります。さらに少し離れたところに那珂川という川がありまして、水利の便にあればいいところはなかつたのであります。われわれでも初めから、初めからいふか、中途からしてこれは水戸の方がいいなという議論が起つたのです。そういうような事情であるから、先ほど申し上げました通り、政府の注意と同時に委員会全会一致をもつて東海村と決定したのであります。世にいろいろな揣摩臆測、流言流説が広がっておりますが、真相はこうでありますから、どうぞ御了承願ひます。

○海野三朗君 ただいま大臣の御答弁、私はこの純然たる學者の立場から考へて、何ゆゑ武山を選んだのであるかという説明を私は聞きたいために、この参考人として學者側を要求しているわけでありまして、その研究者の方は、

総理大臣が任命するといふふうにとこの法案を見るとありますが、総理大臣の頭が大切か、研究者の頭が大切なんですか。もし総理大臣の頭が足りない、学者の方が頭がすぐれているという場合は多々あるものでありますが、そういう際には総理大臣は権力をもってこれをどうにでもすることができ、遠くはこのブルノという学者があつて天動説、地動説を主張した、その際にこれはとんでもない、頭が狂つてゐるやつであるからといつて当時相手にしなかつたし、またそれに一つの罰則を加えたような歴史があるのであります。また近くはアメリカにおきまして、科学者がこの溶鉱炉の高圧操業、圧力の高圧高圧操業を主張してここに二十有余年経過してゐるのでありますが、それがこの説を主張してからよりやうく十五、六年にして初めてこの高圧操業の実験ができた、ところが果せるかなコークスの消費が半分以下に下つてゐるのであります。この科学者の主張はほんとうであつたのであります。ところが当時のアメリカの政治家はそういうことには金を出してくれなかつた。そういう場合が考えられるのであります。この原子力研究所にいたしまして、もうそんなんです。研究する学者が意見をまとめて出した際に、その上に総理大臣がこれを認可する。もし総理大臣の頭がその研究者の頭に沿わかつた場合にはいかかになるお考えでありますか。これを一つ大臣からはつきりと御所信を承つておきたい。

○国務大臣(正力松太郎君) ただいまお話の通りで、原子力委員会の決定したことは総理が尊重しなければならぬことになつております。従つて原子力だけのことを考えておるならば、総理はもちろんで尊重してくだらうと思ひます。ただ総理は国家的立場から、原子力だけでなしに、国家全体の立場からのことを考へて、必ずしも武山がいとは言わなかつた。しかし武山がいとは言わなかつた。武山にはこのいふ事情があるから、原子力委員会に再考してみてくれぬかと言つたのであります。武山いかぬとは言つてきております。総理は実際委員会を尊重し、学者を尊重したのであります。それで學者の方にいたしました通り、武山ですと原子力研究所と原子力分れるからいかぬといふ意見もあつて、東海村になつたのであります。政府に政策的にそういうこととがあるならば、それは一つむしろ武山をよして水戸にしよと、こうきめたのであります。しかもそれは全会一致でありまして、内輪の話を申し上げますが、そのうち委員の二人が一週間ほど延ばしてくれと言つたが、そういう事情なら一週間ぐらゐ延ばしてくれといふことを言ひましたが、しかし水戸に対する異存はなかつたのであります。しかしもう少し待つてくれと言ひましたが、これは急を要することでありまして、まことにきつてしまふといふので、まことにきつてしまふといふので、決して政府がいかにいふから水戸にしたのではないのであります。學者の意見をどこまでも尊重しております。すでにあの声明書にも委員会の立場を認めてくれたことは了とすといふことが書いてあります。學者はどこまでも尊重されておるのであります。委員会は決して無視されておる

ぬのであります。この点はどうぞ御了承願ひます。

○海野三朗君 ただいまの国務大臣の御答弁は、国務大臣としての御答弁として私は拝聴いたしておきますが、研究者がほんとうにこれをどうやっていかなければならぬ、ああやうていかなければならぬといふときに、委員会の方のあれを尊重するといふだけでは、この原子力研究所の法案の中に、何ら今私が伺ひたいことが載つていないのです。研究をやればよいといふことが上の方からあまり大して必要だと考へられないやうな場合、今例に私は引いたのですが、あのブルノといふ学者があれで迫害をこうむつたやうな、また近くはアメリカの高圧操業法が唱へられてから十有数年にして初めて一つの実験ができたといふやうな例を私は申し上げた。これはもう早くやつておけばもう人類に貢献したと思ふのであります。そういう場合はどういふふうにするかといふことがこの法案の中に一つも盛つてありません。総理大臣の任命であり、また大臣の任命であり、そういうことであつて、ただその形だけではできておりますけれども、學者のほんとうに盛り上げる知識といふものが、研究力といふものが、その考へといふものは何人もこれには及ばないはずであります。そういう場合にはどういふふうに取り扱ふといふことが、この法案の中には一つも盛つていないやうに私は考へておるのであります。この点について政府御当局の御意見を一つ承わりたい。

○国務大臣(正力松太郎君) ここに書いてあります原子力の平和利用に關することについて、原子力委員会がきめたことは総理は尊重しなければなりません。これは御承知の通りちゃんと法案に出ております。ただし、さつきも申し上げた通りに、その委員会の決定したことは原子力といふことだけの範圍であります。しかしながら國家として、國家全体の政策上どうするかとなつてくると、これはまた総理も考へなければなりません。総理は特に原子力委員会の立場、學者の意見を尊重してくれましたが、國家的立場から考へてもう一ぺん考へてくれぬかとなつたので、武山いかぬとは言つておりました。そこで學者を尊重してくれました。だから私はこの法案にも學者の主張は出ておると信ずるのであります。

○海野三朗君 ただいまのお話はよくわかるのであります。國家全体の立場から考へなければいかぬといふことで、総理が、お前の方は要求されても予算の關係でできないと言われれば、それは國家の存立上から割り出してくる議論になります。予算がなくても窮屈でだめだとなれば、それまでです。その學者の考へをやめさせていくといふことに對してどこに保障がありますか。

○国務大臣(正力松太郎君) 委員会の決定を尊重するといふことになつております。これはやっぱり保障だと思ふのであります。

○海野三朗君 原子力委員会の構成委員は學者ばかりからなつておりますか。か、どういふふうになつておりますか。

○国務大臣(正力松太郎君) これは申し上げるまでもなく、委員長合せて五人おります。委員長は國務大臣で、これは學者ではありません。委員四人の

うち、一人は御承知の通り湯川博士であります。それから藤岡博士、有沢博士です。石川さんは財政的の立場から財界人代表として入つていただいております。こういうやうに學者を三人も入れて、學者をどこまでも尊重して委員会を作つております。

○海野三朗君 今のお話は私も思ふところがあるのですが、學者の意見を尊重するとおっしゃつても、尊重するだけで、もし意見が両方に分れたやうな場合にはどうなさるのであるか、一方は研究の立場から言つておるのに、一方はしるうと考へて、その必要をあまり認めないで、それに力が入らないといふことでは私は困ると思ひます。なぜ私がどういふことをお伺ひするかと申しますと、私は三十有余年も研究に従事して来たのであります。が、いつも頭打ちになつておる。それは必要だからやれやれといつても予算の方で削られる。だから私はそこに何かの保障がないといふかと思ひます。この法案はいつにでもきつておりますが、これはワタをきめたのです。そのワタといふのは、いわゆる総理大臣なり、國務大臣なりが考へておるそのワタの中で大いにやれやれと言つておるのです。それでは驚天動地のすばらしい發明なり、発見なりはなかなか生まれてくれないと思ひます。そこを私は言うておるのです。ただ尊重するだけでは、眞の研究といふものは非常に心もとないものでありますから、それを私はお伺ひしておるのです。ただ尊重するだけではいけないと思ひます。ただ尊重するが、その辺はどういふふうにお考えになつておりますか。

○国務大臣(正力松太郎君) 実は仰せ

の通り、まことに何でもござりです。しかし今までは學者を尊重するという規定はなかったのですから、これは一歩前進だと思ひます。それで、これから、これで当分の間は、まことにいたいただきたいと思ひます。

○海野三郎君 私はいさういふことについて、はつきり國務大臣の御信念とお言葉を伺つておきたいと思ひます。お言葉が、たとへば、さういふ場合がありま

す。石炭の研究をいたしまして、ある學者が十有五年やっております。ところがそれをやっておりますときに、そんなことをやつた一つももうからぬじゃないかとあざけておつた。それでありまして、今度予算を与えない。しかしその學者は十有五年の間、それをやりまして、すばらしい理論を発見した。さういふことがドイツにもなければ、イギリスにもない、アメリカにも

ある。それが今日のものをいうてきておるのであります。そこを私は申し上げたい。一つの例といたしまして、今申しました石炭の問題、それから比熱の問題、金属の熱の問題、これは私がやつたのであります。二十年間やつてきた。ところが當局はどうかという、熱などというそんなことをやるより、石炭の検討をすることをやつたらいいじゃないか、さういふことを言われておつたので、予算をもらえない。もらえないのであります。もうごくくわすかの予算でもつてやつてきた。ところが今日はどうかと申しますと、金属の熱に関する問題は、もう実に重大な

ことになつてきておる。これはもう少し早く日本が着手しておいたならば、もっと効果があつたと思ひます。そこで私ははつきり國務大臣から

伺つておきたいのは、ただ尊重するといつても、予算をやらぬ、さういふことが起つてくると、研究者は、実に気がくさつてしまふのです。ですから、さういふ点について何かはつきりした、この法案に盛つてはないけれども、さういふことも一つはつきり御答弁を伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(正力松太郎君) 今の御心配まことにござつても、私はそれは結局、為政者が頭が悪かつたと思ひます。そのときの……それだから、さういふ頭の悪い人を、為政者にしてはいけません。けれども私は、今海野委員の言われたことは、ごもつともと思ひます。その趣旨は、私は賛成なんです。しかしながら、為政者は、神ではない。頭が悪いと、さういふ間違ひをしでかす。なるだけ、これは注意しなくちゃならぬことと思つておられます。

○海野三郎君 ただいま正力國務大臣のような方でありましたら、さういふ点は少しも心配ないと思ひます。でありますけれども、やもすると、権力の方が先立つのです。研究するといふことを、その権力で押さえていくといふことになりやういふので、私はその点を非常に心配しておるのです。大臣はその点をよく御理解があつて、私もまた學者の立場から見まして、正力國務大臣のお考えは、十年、二十年と先を言つていらつ

るやうに、今考へておるわけでありま

すが、単に法案を見ますと、總理大臣がこうだ、役員の任免はこうだといふことになりまして、とかく研究者が、いわゆる人夫扱いされる。それを私はおそれる。いわゆるワグの中でお前研究をやつていけといふようなことでは

すばらしい研究ができにくいと私は思ふのです。さういふ点に対してどういふふうにしたならば、さういふことがないやうにできるであらうでしょうか。○國務大臣(正力松太郎君) 今の御趣旨も、ごもつとも、さういふ点に注意いたしてやりますから、どうぞそれで

ごかんぺんをお願いいたします。○海野三郎君 それでは、条文の中に、入つて伺ひます。第三十二條に「政府は、予算の範囲内において、研究所に

対し、その業務に要する経費の一部を補助することができ、ここにさういふふうになつておられますが、ほんとうに必要な研究問題が起つてきました場合に、もう少しこれは、予算を、切り詰まつた予算ではなく、相当量お出しになるお考えがあるでしょうか、どうで

しょう。○政府委員(佐々木義武君) 経費の一部を補助でまかなうといふ問題です。が、この額等につきましては、先ほど白川委員からも御質問がございまして、昨年までは、原子力の研究は、大体二億三千万円から、あるいは、繰り越しま

で合せて、昨年度は三億幾らという予算にすぎなかつたわけでございます。けれども、今年度原子力委員会がございまして、国会の皆さんの御力添えもあつて、両々相待つて初めて、三十六億といふ非常に画期的な予算がついたわけでございます。その三十六億の予算

といたしましては、國際的に比べて見ましても、米國あるいは英國、フランス等を除きますと、ほゞその次くらいに位置するやうな、相当膨大な額でございます。決して、今の準備段階といたしましては、あるいは、原子力の初期の段階といたしましては、決して小さな額だとは

考へておりません。そこで今後、それでは、さらに次年度以降、研究を進める際に、必要な金は、必要なだけ出せるか、という御質問かと思ひますが、これに關しましては、ただいまの原子力の研究、あるいは、応用に対する必要性、今後の日本の経済に対する役割と申しますか、さういふ重要性の認識、いかに、かかつてくるわけでございます。それけれども、おそろくは、私は、今の大蔵當局の考えからいたしまして、あるいは、国会の皆さん、あるいは、委員の皆さん、特に委員長、正力大臣の推進力と申しますか、さういふ点から見ましても、必要な金は、必ずやつけるのでは、なからうかと考へておるのでござい

ます。○海野三郎君 ただいまのお話、それで私は、今あなたに一つ伺ひたいのは、予算の範囲内とか何とかが、さういふけれども、大蔵省がどういふ言ひをいふけれども、この原子力の研究には、國家が總力をあげてやらなければならぬ。予算の百億や二百億くらいは何としてもやらなければならぬ。じゃないかと私は思ひます。なぜならば、原子爆弾の發明によつて政治も経済も、日本の三千年の歴史も一朝にして吹っ飛んだ。じやないですか。政治も経済もあらゆるものが、この原子爆弾の出現によつてひっくり返つてしまつた。世の中がこれほど大事なこと、これほど研究費を与えて、さうして、總理大臣が監督してやらせるな

んといふこと、自分が、私は、ちよつとどうかして、思ひます。ほんとうに研究といふことについては、國が總力をあげてやらなければならぬのじやないか、さういふふうにお考へておられる。それから三十六條に「内閣總理大臣

は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができ、この業務といふのは、研究業務でありますか、さういふことになりませんか。○政府委員(佐々木義武君) 研究業務並びにその他あるいは、さつきからお話がありまして、敷地の問題とか、あるいは、經理の問題とか、いろいろございまして、さういふけれども、必ずしも、ここでは、研究業務そのものに限つては、考へておりません。○海野三郎君 研究も入つておるわけですか。○政府委員(佐々木義武君) まあ、さつき申しましたのは、基礎研究的なもの、は、もちろん、各人の創意を伸ばして、実験するの、一番望ましいのでござい

とうに必要であるという、つまりこの方面に従事している研究者のグループが、予算を要求した際においては、百億でも、二百億でも政府が出すという決意を持っておられるのか、どうなんでしょうか。つまり原子爆弾の発明によって政治も経済も歴史も一朝にして吹っ飛んだじゃないかと私は申し上げるのです。それは重大な研究でありますから、少し国が借金をしたって何だって、ほんとうに学者グループがこれをやらなければならぬのだという、こういうふうに申しましたときには、総理大臣の権限において、予算がないからだめだ、こうおっしゃらないで、それをほんとうにやらせていこうというお考えがあるかないか。

○国務大臣(正力松太郎君) 先ほど申しましたように、総理大臣は原子力委員会の意見を尊重するということになっておりますから、従って予算の面にもなるべくこれを尊重してやります。しかし国家はやはり財政が縛られておりますから、国家をあまり苦しめてやるわけにはいきませんから、なるべくほかよりは……、いわゆる現に今年の予算でも、各省に比較して原子力の予算が非常に多かったというところは、これは総理大臣が認めてくれた証拠でありますから、従ってなるべく御指摘の通りに行くと思ひます。

○海野三朗君 今大臣はそうおっしゃるけれども、私はこれほど大事なものに對して、研究に對しての予算と、今国防上の、防衛上の予算なんかを見ると、昨年度予算の余り、それが相当残つておる。そういう面をすりやうこの方面に注がなければいかんのかないかと私は考へるのです。政治も、経

済も、歴史も一朝にして吹っ飛ぶようなことがここから出てくるのですから、そういう点から考へますと、総理大臣はあまりわかたていらつしやらないように思ふのですが、大臣はいかにうに考へていらつしやるのですか。

○国務大臣(正力松太郎君) まことに御熱心な私どもの支持者を得て、私も心から感謝をいたしてあります。われわれもそのつもりでありますから、今後ともよろしく御支援を願ひます。

○白川一雄君 燃料公社の政府出資金が一千万円となっておりますが、一千万円では事務所一つこしらえても、金がすぐからっぽになつてしまふように思ふのですが、あの資本金なり、資金に對する資金繰りといふものはどういふふうになつておりますか。

○政府委員(佐々木義武君) 公社の使用得る本年の予算額は一億五千万円でございます。うち五千万円は予算外契約国庫負担分に入つておるのでございます。残りの一億は大体本年度の原子力予算として使用できるわけでありまして、その一億円の中で、九千万円は補助金で、出資金が一千万円にいたしました。使用の額は、実はこの公社は先ほど業務の際に御説明いたしましたように、各般の非常に重要な任務がございまして、しかしながら本年度客観的な情勢と申しますと、今までの調査、あるいは研究の範囲等からいいたしまして、今年度すぐ手をつけ得るものは一体どういふことかと申し上げますと、今年度すぐ精練等膨大な設備に着手しても、それがそのまゝ動き出すというまでにはまだなつておりません。そう

でなくて、本年度はむしろ地質調査所の方は概査をいたしまして、そしてその概要に基きまして、この公社の方ではその主要なる地点の精査、あるいは一部の採掘を行うというのが主たる業務になつてございます。従ひまして政府出資、固定資本に該當するようなこの事項に關しましては、これは今年度はあまり実は金はかからないのであります。従ひまして採掘用の機械等に大体一千万円当りいたしまして、これを資本金に見るわけでございます。それから残りの九千万円の補助金分はどういうところに使ひかへ申しますと、大体本年度は百四十人くらい、この公社の人員を考へておりますが、それに必要な、一般管理費、あるいは採掘に實際参りまして、そこではいろいろの仕事を

する採掘費、あるいは今後の精練等に備へまして、研究をする経費、そういうものに千三百万円等を充たいたしまして、そしておまへ建物、あるいは大きい機械類は、先ほど申しました債務負担行為の分に當て込みまして、これはいろいろの建設工事はいたしまして、けれども、支払ひは皆来年度繰り延べというふうな考へ方で、先ほど述べました一億五千万円の内訳と申すのでございまして、従ひまして一千万円はいかに小さいのじゃないか、この公社と銘打つからには、まことに小さいのじゃないかという御疑念はまことにございまして、方々でそういう御批判を受けるのでございまして、本年度の實際の業務というものを考へますと、どうしてもこの順序からいいたしまして、こういうふうな以外にはいきかぬまゝです。で、こういうふうな予算を組んでおりますが、おそらくは先ほど申しましたように、將來この公社が、あるいは廃棄物の再生等を一手に引き受けるようになりまして、現在の例で申しますれば、あるいは石炭、あるいは石油等に相當するような原料一切、発電、船舶その他に必要な原料面はこの公社が担当するといふふうな、非常に規模雄大なものに將來發展するものでございまして、今年度はまことに小さいのでございまして、そういう点から考へますと、決してこの公社と名づけても、必ずしも今年度一千万円だからおかしいという議論にはならないのではないかとこのように感ずるのであります。

○白川一雄君 常識的にはおかしいと思ひますが、大体理事長、副理事長、理事五名というように、役者はそろつておつて、しかも公社でこの業務六項目のこれをするといふように、呼び声だけでも一千万円で公社を作るといふ格好は、どうもこういうところに出て政府の説明を聞いた者はわかるかも知れませんが、一般社会の人にもうわからんやうな、まあ事務所も今度どこに置くのか知りませんが、かりにどこかのビルディングでも借りてやられるとしたら、権利金だけでも一千万円ではおそろく足らぬだらうと思はれる、ということも考へられるのであつて、大体事業の初めというものは、ランニングになったときよりも固定することが多いもので、従つて初期にむしる金の寝るのが多いのではないかと、また多くなければ仕事というものは進捗しないのじゃないか、こう考へてみますと、一億円のうち、補助金が九千万円で、出資金が一千万円で、公称資本金は一千万円で、公社創立といふのは、ちよつ

と常識的に見て、あまりに小さ過ぎるのではないかとこの感じがするのでございまして、まあ最近ではこれをふやしていくといふのですが、もし来年予算でももらえれば、それだけ純資本に入れていくといふお考えなのでございませうか、それともこうやって初めから利益が出て、その利益金でまかなつていくといふお考えなのか、その辺の見合ひを……。

○政府委員(佐々木義武君) お説の通りでございますが、まことに常識的には少いのでございまして、先ほど御指摘ありましたいわゆる運轉費的なものは、この補助金の九千万円で今年度見るともりでございまして、さらに固定資本に該當するようなものは債務負担行為の五千万円で見たい。この五千万円の方はおそらくは来年度は出資あるいは補助金に肩がわりしてやるわけでございますので、次年度からは業務の發展……、当然發展するはずのものでございまして、その業務量に従ひまして資本金あるいは補助金等が画期的にふえていくのじゃないかとこのように考へております。

○海野三朗君 国務大臣に重ねて私はお伺ひしたいのであります。大臣は、総理大臣は原子力委員会の意見を尊重しなければならぬということがあるからという御答弁でありまして、今までの在来の、過去の經驗を思ひまするときに、研究といふものを権力でもって押えたことのために、取り返しのつかない事情がたくさん起つておるのであります。その一例を申し上げますと、あの戦争当時B29がやつて来ますときに、B29を他の方法においてこれをつかまえるところの方法を考へた者

は廃棄物の再生等を一手に引き受けるようになりまして、現在の例で申しますれば、あるいは石炭、あるいは石油等に相當するような原料一切、発電、船舶その他に必要な原料面はこの公社が担当するといふふうな、非常に規模雄大なものに將來發展するものでございまして、今年度はまことに小さいのでございまして、そういう点から考へますと、決してこの公社と名づけても、必ずしも今年度一千万円だからおかしいという議論にはならないのではないかとこのように感ずるのであります。

と常識的に見て、あまりに小さ過ぎるのではないかとこの感じがするのでございまして、まあ最近ではこれをふやしていくといふのですが、もし来年予算でももらえれば、それだけ純資本に入れていくといふお考えなのでございませうか、それともこうやって初めから利益が出て、その利益金でまかなつていくといふお考えなのか、その辺の見合ひを……。

と常識的に見て、あまりに小さ過ぎるのではないかとこの感じがするのでございまして、まあ最近ではこれをふやしていくといふのですが、もし来年予算でももらえれば、それだけ純資本に入れていくといふお考えなのでございませうか、それともこうやって初めから利益が出て、その利益金でまかなつていくといふお考えなのか、その辺の見合ひを……。

と常識的に見て、あまりに小さ過ぎるのではないかとこの感じがするのでございまして、まあ最近ではこれをふやしていくといふのですが、もし来年予算でももらえれば、それだけ純資本に入れていくといふお考えなのでございませうか、それともこうやって初めから利益が出て、その利益金でまかなつていくといふお考えなのか、その辺の見合ひを……。

と常識的に見て、あまりに小さ過ぎるのではないかとこの感じがするのでございまして、まあ最近ではこれをふやしていくといふのですが、もし来年予算でももらえれば、それだけ純資本に入れていくといふお考えなのでございませうか、それともこうやって初めから利益が出て、その利益金でまかなつていくといふお考えなのか、その辺の見合ひを……。

と常識的に見て、あまりに小さ過ぎるのではないかとこの感じがするのでございまして、まあ最近ではこれをふやしていくといふのですが、もし来年予算でももらえれば、それだけ純資本に入れていくといふお考えなのでございませうか、それともこうやって初めから利益が出て、その利益金でまかなつていくといふお考えなのか、その辺の見合ひを……。

と常識的に見て、あまりに小さ過ぎるのではないかとこの感じがするのでございまして、まあ最近ではこれをふやしていくといふのですが、もし来年予算でももらえれば、それだけ純資本に入れていくといふお考えなのでございませうか、それともこうやって初めから利益が出て、その利益金でまかなつていくといふお考えなのか、その辺の見合ひを……。

と常識的に見て、あまりに小さ過ぎるのではないかとこの感じがするのでございまして、まあ最近ではこれをふやしていくといふのですが、もし来年予算でももらえれば、それだけ純資本に入れていくといふお考えなのでございませうか、それともこうやって初めから利益が出て、その利益金でまかなつていくといふお考えなのか、その辺の見合ひを……。

と常識的に見て、あまりに小さ過ぎるのではないかとこの感じがするのでございまして、まあ最近ではこれをふやしていくといふのですが、もし来年予算でももらえれば、それだけ純資本に入れていくといふお考えなのでございませうか、それともこうやって初めから利益が出て、その利益金でまかなつていくといふお考えなのか、その辺の見合ひを……。

と常識的に見て、あまりに小さ過ぎるのではないかとこの感じがするのでございまして、まあ最近ではこれをふやしていくといふのですが、もし来年予算でももらえれば、それだけ純資本に入れていくといふお考えなのでございませうか、それともこうやって初めから利益が出て、その利益金でまかなつていくといふお考えなのか、その辺の見合ひを……。

と常識的に見て、あまりに小さ過ぎるのではないかとこの感じがするのでございまして、まあ最近ではこれをふやしていくといふのですが、もし来年予算でももらえれば、それだけ純資本に入れていくといふお考えなのでございませうか、それともこうやって初めから利益が出て、その利益金でまかなつていくといふお考えなのか、その辺の見合ひを……。

と常識的に見て、あまりに小さ過ぎるのではないかとこの感じがするのでございまして、まあ最近ではこれをふやしていくといふのですが、もし来年予算でももらえれば、それだけ純資本に入れていくといふお考えなのでございませうか、それともこうやって初めから利益が出て、その利益金でまかなつていくといふお考えなのか、その辺の見合ひを……。

と常識的に見て、あまりに小さ過ぎるのではないかとこの感じがするのでございまして、まあ最近ではこれをふやしていくといふのですが、もし来年予算でももらえれば、それだけ純資本に入れていくといふお考えなのでございませうか、それともこうやって初めから利益が出て、その利益金でまかなつていくといふお考えなのか、その辺の見合ひを……。

と常識的に見て、あまりに小さ過ぎるのではないかとこの感じがするのでございまして、まあ最近ではこれをふやしていくといふのですが、もし来年予算でももらえれば、それだけ純資本に入れていくといふお考えなのでございませうか、それともこうやって初めから利益が出て、その利益金でまかなつていくといふお考えなのか、その辺の見合ひを……。

と常識的に見て、あまりに小さ過ぎるのではないかとこの感じがするのでございまして、まあ最近ではこれをふやしていくといふのですが、もし来年予算でももらえれば、それだけ純資本に入れていくといふお考えなのでございませうか、それともこうやって初めから利益が出て、その利益金でまかなつていくといふお考えなのか、その辺の見合ひを……。

と常識的に見て、あまりに小さ過ぎるのではないかとこの感じがするのでございまして、まあ最近ではこれをふやしていくといふのですが、もし来年予算でももらえれば、それだけ純資本に入れていくといふお考えなのでございませうか、それともこうやって初めから利益が出て、その利益金でまかなつていくといふお考えなのか、その辺の見合ひを……。

と常識的に見て、あまりに小さ過ぎるのではないかとこの感じがするのでございまして、まあ最近ではこれをふやしていくといふのですが、もし来年予算でももらえれば、それだけ純資本に入れていくといふお考えなのでございませうか、それともこうやって初めから利益が出て、その利益金でまかなつていくといふお考えなのか、その辺の見合ひを……。

と常識的に見て、あまりに小さ過ぎるのではないかとこの感じがするのでございまして、まあ最近ではこれをふやしていくといふのですが、もし来年予算でももらえれば、それだけ純資本に入れていくといふお考えなのでございませうか、それともこうやって初めから利益が出て、その利益金でまかなつていくといふお考えなのか、その辺の見合ひを……。

と常識的に見て、あまりに小さ過ぎるのではないかとこの感じがするのでございまして、まあ最近ではこれをふやしていくといふのですが、もし来年予算でももらえれば、それだけ純資本に入れていくといふお考えなのでございませうか、それともこうやって初めから利益が出て、その利益金でまかなつていくといふお考えなのか、その辺の見合ひを……。

と常識的に見て、あまりに小さ過ぎるのではないかとこの感じがするのでございまして、まあ最近ではこれをふやしていくといふのですが、もし来年予算でももらえれば、それだけ純資本に入れていくといふお考えなのでございませうか、それともこうやって初めから利益が出て、その利益金でまかなつていくといふお考えなのか、その辺の見合ひを……。

と常識的に見て、あまりに小さ過ぎるのではないかとこの感じがするのでございまして、まあ最近ではこれをふやしていくといふのですが、もし来年予算でももらえれば、それだけ純資本に入れていくといふお考えなのでございませうか、それともこうやって初めから利益が出て、その利益金でまかなつていくといふお考えなのか、その辺の見合ひを……。

と常識的に見て、あまりに小さ過ぎるのではないかとこの感じがするのでございまして、まあ最近ではこれをふやしていくといふのですが、もし来年予算でももらえれば、それだけ純資本に入れていくといふお考えなのでございませうか、それともこうやって初めから利益が出て、その利益金でまかなつていくといふお考えなのか、その辺の見合ひを……。

があった。それでそれを陸軍省に持っていきましたところが、そんな命を的にかけて働いておるわれわれは命だけを助かって敵を撃破するというような卑怯な考えは相ならぬ、陸軍省の兵器局長、それがそういう答弁をやったのです。それで民間においてあの当時に反動のない大砲を考案しまして、これを飛行機の上からでも撃てる、そういうところの実験までして、そうして陸軍省に迫ったのでありますが、陸軍省は兵器の採用の権力を握っておる、お前たち何を言っているのだというようになことまでこれを採用しなかった。ことはどうさうに軍部が腐敗しておったのです、実は。名前はちょっと古くなりまして、高見之通という自由党の代議士と私はこの間の事情をよく知っておった。研究に対しては彼は熱心だった。ところが権力を持っておるものがこれを押えるということになりますと、せっかくの研究が現われなくなってくるのであります。で、私はその点をおそれるのです。総理大臣がその権力を握っておる、これはけっこうでありますけれども、ここに何らか保障する文句を入れておいていただかなければ、せっかくの仏作って魂入れずというような結果が招来するのではないかと、こういうように私は非常に憂えるものであります。この点についてなおもう一つ國務大臣に御考慮を願っておきまして、近いうちに何とかはつきりした保障するような言葉を伺いたいものだ、こう考えておるわけであります。そうでありませんと、先ほどもある申し上げましたように、あのころの学者がああいうことになり、またアメリカの溶鉱炉高圧操業というようなもの

が十有数年間も投げ捨てておかれたというところ、そういう数々を見ますので、どうかその点についてののはつきりした保障をするようなお言葉を私はいただきたいと思ひます。どうか近いうちにそのことを一つ御考慮を願っておきたいと思ひます。

○國務大臣(正力松太郎君) ちよつとお答えいたしますが、お話の言葉一々ごもつともです。ただ今までは何でも、軍部でも何でも精神力々々々であつて、科学の力を軽視しておつたのです。その軽視したことが、御承知の通りいふくさは負けたので今や科学の力、学者を尊重するといふ、技術によらなくちゃならぬといふことは皆さんが信じております。従つて今度の科学技術庁も皆さんの御協力によつてできたようなわけでありまして、これから大いに科学の力、技術者を尊重いたしまして、従つてこの法律のどういふ面において出すかといふことは申し上げかねますが、できるだけ御趣旨に沿うようにしたいと思ひます。

○海野三朗君 そこでこの原子力研究所と、防衛庁の研究所とどういふ関係にあるのでありましようか。防衛庁の方は予算をうんと持っておりますから、防衛庁の研究所の方がぐんぐん伸びていくといふと、科学技術庁とかこの方面が影が薄くなりはせぬかといふふうに私は思ひますが、どうなんですか。そこがいわゆる権力があり、金をたくさん持つてゐる所の方がものを言うようになるのです。その辺はどうなるんですか。

○國務大臣(正力松太郎君) 先ほど申し上げた通りに、原子力の平和利用といふものが今度の眼目であります。

従つて私どもはこの眼目まで進んでおります。防衛庁はこれは同じ原子力を研究しても、これは瞬間的の放射線の測定をやつておりますので、私どもの継続的放射線の測定をやつておるのと性質が違います。従つて私どもと研究は別々にやつておりますが、平和利用といふことは、総理が尊重するといふ文句があるだけそれだけ防衛庁よりも有利だと思ひます。従つて實際要るといふことが確かならばたくさん取れると思ひます。決して防衛庁に負けないように大いに努力するつもりでありますから、また御支援を願ひます。

○委員長(三輪貞治君) 本日の質疑はこの程度で終了いたしました。次回の委員会に譲りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕
○委員長(三輪貞治君) それではさよう決定いたします。
本日はこれをもつて散会いたします。
午後三時二十八分散会

昭和三十一年四月二十七日印刷

昭和三十一年四月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局